

障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例ガイドライン 新旧対照表

※本新旧対照表中「[略]」の箇所も、一律「,」を「、」に変更しています。

改 正 後	現 行
一 作成趣旨・概要 1～5 [略] 6 法律や他の条例との関係 (1) 法律と条例の関係 ① 障害者基本法及び障害者差別解消法との関係 障害者基本法では、「全ての国民が、<u>障害の有無にかかわらず、</u>等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念の下、<u>基本原則の一つとして「差別の禁止」を掲げるとともに、医療、教育、雇用、公共交通などの分野について、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めています。</u> 障害者差別解消法は、<u>障害者基本法第4条に規定された「差別の禁止」の基本原則を具体化し、同法に規定する施策の分野も含む広範な分野を対象として、差別の禁止に関するより具体的な規定を示し、それが遵守されるような具体的な措置等を定めています。</u> 障害者差別解消法では、<u>地方公共団体が地域の实情に即して、いわゆる上乗せ、横出し条例を含む障害を理由とする差別に関する条例を制定することを認めています。</u>	一 作成趣旨・概要 1～5 [同左] 6 法律や他の条例との関係 (1) 法律と条例の関係 ① 障害者基本法及び障害者差別解消法との関係 障害者基本法では、「全ての国民が、<u>障害の有無にかかわらず、</u>等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念の下、<u>基本原則の一つとして「差別の禁止」を掲げるとともに、医療、教育、雇用、公共交通などの分野について、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めています。</u> 障害者差別解消法は、<u>障害者基本法第4条に規定された「差別の禁止」の基本原則を具体化し、同法に規定する施策の分野も含む広範な分野を対象として、差別の禁止に関するより具体的な規定を示し、それが遵守されるような具体的な措置等を定めています。</u> 障害者差別解消法では、<u>地方公共団体が地域の实情に即して、いわゆる上乗せ、横出し条例を含む障害を理由とする差別に関する条例を制定することを認めています。</u>

そこで、県条例では障害者差別解消法との比較において、以下の部分について、対象範囲等を広げております。

【不当な差別的取扱いの禁止】

障害者差別解消法では、「行政機関等と事業者」が「障害者」に対して、不当な差別的取扱いをすることを禁止しています。

一方、県条例は、「何人も」「障害のある人及びその家族その他の関係者」に対して、不当な差別的取扱いをすることを禁止しています。

【合理的配慮の提供義務】

障害者差別解消法、県条例どちらにおいても、県、事業者ともに「義務」としていますが、県条例では更に、

県民に対して、合理的配慮に関し、県又は事業者から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めるもの（努力義務）としています。

■障害者差別解消法と県条例の比較

		障害者差別解消法	県条例
不当な差別的 取扱いの禁止	主体	行政機関 事業者	何人も
	客体	障害者	障害のある人及びその 家族その他の関係者
合理的配慮の 提供義務	県	義務	義務
	事業者	義務	義務

そこで、県条例では障害者差別解消法との比較において、以下の部分について、対象範囲等を広げております。

【不当な差別的取扱いの禁止】

障害者差別解消法では、「行政機関等と事業者」が「障害者」に対して、不当な差別的取扱いをすることを禁止しています。

一方、県条例は、「何人も」「障害のある人及びその家族その他の関係者」に対して、不当な差別的取扱いをすることを禁止しています。

【合理的配慮の提供義務】

障害者差別解消法では、行政機関等は「義務」、事業者は「努力義務」としています。

一方、県条例は、事業者にも合理的配慮の提供を「義務」付けするとともに、県民に対して、合理的配慮に関し、県又は事業者から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めるもの（努力義務）としています。

■障害者差別解消法と県条例の比較

		障害者差別解消法	県条例
不当な差別的 取扱いの禁止	主体	行政機関 事業者	何人も
	客体	障害者	障害のある人及びその 家族その他の関係者
合理的配慮の 提供義務	県	義務	義務
	事業者	努力義務	義務

	県民	規定なし	県及び事業者への協力 について努力義務		県民	規定なし	県及び事業者への協力 について努力義務
②	[略]			②	[同左]		
(2)	[略]			(2)	[同左]		
7	[略]			7	[同左]		
二	障害特性を理解する			二	障害特性を理解する		
1～11	[略]			1～11	[同左]		
12	難病に起因する障害 [略]			12	難病に起因する障害 [略]		
◎コラム				◎コラム			
	難病であることによる差別について				難病であることによる差別について		
	難病とは、一般に治療法が確立しておらず、希少な疾病であって、経過が長期にわたるものです。障害者総合支援法では、①治療法が確立していない、②長期療養を必要とする、③客観的な審査基準（またはそれに準ずるもの）が定まっている、の3条件を満たす疾病を難病と定義し、令和6年4月1日現在369疾病が対象となっています。平成27年より施行された難病法では、難病医療費助成制度の対象とする疾病（指定難病）とし、上記3条件に加え、④発病の機構が明らかでない、⑤患者数が本邦において一定の人数（人口の約0.1%程度）に達し				難病とは、一般に治療法が確立しておらず、希少な疾病であって、経過が長期にわたるものです。障害者総合支援法では、①治療法が確立していない、②長期療養を必要とする、③客観的な審査基準（またはそれに準ずるもの）が定まっている、の3条件を満たす疾病を難病と定義し、令和元年7月1日現在361疾病が対象となっています。平成27年より施行された難病法では、難病医療費助成制度の対象とする疾病（指定難病）とし、上記3条件に加え、④発病の機構が明らかでない、⑤患者数が本邦において一定の人数（人口の約0.1%程度）に達しな		

ない、の2条件を必要とし、令和<u>6</u>年<u>4</u>月1日現在<u>3 4 1</u>疾病が対象となっています。 ほとんどの難病はうつる種類の病気ではありませんが、疾患によっては皮膚など外見に目立つ症状があることや、「難病」という名前のイメージにより、「病気がうつるのではないか」と誤解された経験を持つ難病の方は多くいます。 また、難病のことが世間一般に知られていないことから、難病の方が、病気のことを打ち明けることをためらったり、打ち明けても周囲に正しく理解されず、誤解がなかなか払拭されないという現状があります。 外見や先入観、偏見をもたず、病気のことと、難病の方のことを正しく理解することが大切です。	い、の2条件を必要とし、令和<u>元</u>年<u>7</u>月1日現在<u>3 3 3</u>疾病が対象となっています。 ほとんどの難病はうつる種類の病気ではありませんが、疾患によっては皮膚など外見に目立つ症状があることや、「難病」という名前のイメージにより、「病気がうつるのではないか」と誤解された経験を持つ難病の方は多くいます。 また、難病のことが世間一般に知られていないことから、難病の方が、病気のことを打ち明けることをためらったり、打ち明けても周囲に正しく理解されず、誤解がなかなか払拭されないという現状があります。 外見や先入観、偏見をもたず、病気のことと、難病の方のことを正しく理解することが大切です。
三～五 〔略〕 六 資料 1 〔略〕 2 障害を理由とする差別に関する国のポータルサイト <u>内閣府が開設する障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイトでは、障害者差別解消法の制度概要や不当な差別的取扱い・合理的配慮の提供の例、障害者差別解消に関する事例データベース等を掲載しています。</u> URL：https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/	三～五 〔同左〕 六 資料 1 〔同左〕

<u>3</u> 障害のある人に関するマーク [略]	<u>2</u> 障害のある人に関するマーク [同左]
-------------------------------	--------------------------------